

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和5年3月10日（金） 午前10時30分 ～
場 所 第1委員会室

1 開 議

2 陳 情

- (1) 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情
- (2) 介護保険制度の改善を国に求める陳情
- (3) すべてのこどもを対象とした京都府医療費無償化制度の早期実現を求める陳情
- (4) 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情

3 議案審査

【こども未来部】

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

【市立病院】

- (1) 第59号議案 令和4年度亀岡市病院事業会計補正予算（第3号）

【環境先進都市推進部】

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

【市民生活部】

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 第54号議案 令和4年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (3) 第56号議案 令和4年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

【健康福祉部】

- (1) 第53号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 第55号議案 令和4年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

4 討 論～採 決

5 行政視察

6 その他

審 査 日 程

3月10日（金）

●議案審査：補正予算（説明～質疑）

| | | | |
|--------|--------|--------------------------------|------------------|
| 10:30～ | 陳情 | 意見陳述4件（陳述10分×4＋質疑） | |
| 11:40～ | 第53号議案 | 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号） | こども未来部 |
| 13:00～ | 第59号議案 | 令和4年度亀岡市病院事業会計補正予算（第3号） | 市立病院 |
| 13:20～ | 第53号議案 | 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号） | 環境先進都市推進部 |
| 13:50～ | 第53号議案 | 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号） | 市民生活部 |
| | 第54号議案 | 令和4年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） | 市民生活部 （保険医療課） |
| | 第56号議案 | 令和4年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） | 市民生活部 （保険医療課） |
| 14:20～ | 第53号議案 | 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第5号） | 健康福祉部 |
| | 第55号議案 | 令和4年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） | 健康福祉部 （高齢福祉課） |

●討 論～採 決 （補正予算）

| | |
|--|-------------------------|
| | （採決順：53、54、55、56、59号議案） |
|--|-------------------------|

●その他

3月13日（月）

●補正予算 委員長報告の確認

| | |
|--------|--|
| 10:00～ | |
|--------|--|

●議会運営委員会（幹事会） ～ 会派会議 ～ 本会議

●議案審査：条例分（説明～質疑）

| | | | |
|--------|--------|--|-----------|
| 13:00頃 | 第46号議案 | 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 市立病院 |
| 13:10頃 | 第45号議案 | 亀岡市こども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について | こども未来部 |
| 13:20頃 | 第42号議案 | 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例の制定について | 環境先進都市推進部 |
| 13:30頃 | 第43号議案 | 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 市民生活部 |
| 13:40頃 | 第44号議案 | 亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について | 健康福祉部 |

●討 論～採 決 （条例分）

| | |
|--|-------------------------|
| | （採決順：42、43、44、45、46号議案） |
|--|-------------------------|

●その他

3月27日（月）

●当初予算、条例 委員長報告の確認

●その他

令和4年2月16日受理(持参)

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

1. 国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出してください。

理由

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されましたが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっています。一方で、小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されていないことは、は由々しき事態と言わざるを得ません。

国は2023年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしています。それならば、いまこそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任ですすめるべきです。

つきましては貴議会より、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

2022年12月16日

亀岡市議会 議長 福井 英昭 様

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2
ラポール京都5階
京都保育団体連絡会
藤井 伸生
TEL075-801-8810

意見書ひな型

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっている。一方で、小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されていないことは、は由々しき事態と言わざるを得ない。

国は2023年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしている。それならば、いまこそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任ですすめるべきである。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。
2. 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日 ○○○○議会

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣
文部科学大臣／内閣府特命担当大臣（少子化対策）
衆議院議長／参議院議長

宛（各通）

3歳児クラスは、20：1の保育士配置基準 給食の場面



0歳児クラスは、3：1の保育士配置基準 避難訓練の場面

産、0歳保育への心が現実③



令和4年12月16日受理
(特急)

2022年12月16日

亀岡市議会
議長 福井 英昭 様



〒6048854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都01
tel: 075-801-2526

介護保険制度の改善を国に求める陳情書

陳情趣旨

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。

2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネジャー、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。

コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。利用者、介護事業所・従事者が直面している困難の早急な打開と、介護保険制度の立て直しが急務です。経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

以上の趣旨から地方自治法第99条に基づき、下記の事項について、国に対する意見書を決議していただくように陳情いたします。

陳情項目

- 1 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと
- 2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと
- 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること

4 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上

介護保険制度の改善を国に求める意見書 案

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。

2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネジャー、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。

コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。利用者、介護事業所・従事者が直面している困難の早急な打開と、介護保険制度の立て直しが急務です。経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

記

- 1 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと
- 2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと
- 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること
- 4 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

2022年 月 日

議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

わが国で老いると貧困化する可能性がある

| | |
|--------|------|
| 平均 | 11.2 |
| 18歳未満 | 10.3 |
| 18～24歳 | 11.8 |
| 25～34歳 | 7.3 |
| 35～44歳 | 8.2 |
| 45～54歳 | 10.4 |
| 55～64歳 | 11.3 |
| 65～74歳 | 11.9 |
| 75～84歳 | 18.3 |
| 85歳以上 | 16.8 |

年齢階級別相対的貧困率（所得面）

総務省統計局「2019年全国家計構造調査」によると、相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）を年齢階級別にみると、25歳～34歳が7.3%と最も低く、75歳～84歳が18.3%と最も高い。

介護8団体も反対表明

2022年10月21日



全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本認知症グループホーム協会、日本介護支援専門員協会、日本介護福祉士会、日本ホームヘルパー協会、全国ホームヘルパー協議会、全国社会福祉法人経営者協議会の計8団体

- 要介護1・2の高齢者に対する訪問介護、通所介護を総合事業への移行に反対（総合事業はサービス単価が安い）
 - 介護職や専門職の継続的な処遇改善を困難にする
 - 採算が取れず人件費を圧縮→人材確保が困難
 - 経営不振による撤退
- 適切な専門的なサービスが提供できないことにより、自立を阻害し重度化招く恐れがある

日本デイサービス協会「財務省からの自己負担原則2割導入提言における利用者意向調査結果」

2022年5月23日～6月5日に実施した調査結果によると、仮に利用料金が**原則2割負担（現在の2倍の利用料）**になった場合のデイサービス利用に関する質問に対して、「今と変わりなく利用する」が全体の46.6%と最多となった。

一方、「利用回数を減らす」（17.8%）を筆頭に「利用時間を短くする」（5.6%）、「利用を中止する」（3.9%）、「加算サービスを止める・減らす（個別機能訓練・入浴・口腔改善等）」（3.1%）という結果であり、**デイサービスの見直しを行うと回答した者は30.4%**となり、自己負担原則2割導入の影響が大きい。

介護保険部会とりまとめ（12月20日）

| | |
|--|-----------------------|
| 1 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し | |
| ● 1号保険料負担の在り方 | ⇒ 次期計画に向けて結論を得る★ |
| ● 「一定以上所得」(利用料2割)の判断基準 | ⇒ 次期計画に向けて結論を得る★ |
| ● 現在新所得、利用料3割の判断基準 | ⇒ 引き続き検討 |
| ● 補足給付に関する給付の在り方 | ⇒ 引き続き検討 |
| 2 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し | |
| ● 多床室の室料負担 (※ 介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めて検討) | ⇒ 次期計画に向けて結論を得る★ |
| ● ケアマネジメントに関する給付の在り方 | ⇒ 第10期計画期間の開始までに結論を得る |
| ● 障害者への生活援助サービス等に関する給付の在り方 | ⇒ 第10期計画期間の開始までに結論を得る |
| 3 被保険者範囲・受給者範囲 | |
| ● 被保険者範囲・受給者範囲 | ⇒ 引き続き検討 |
| ★「次期計画に向けて結論を得る」とされた事項については、遅くとも2023年夏までに結論を得るべく引き続き議論 <「次期」=第9期(2024～26年度)> | |

令和4年12月16日受理
(控番)

すべてのこどもを対象とした京都府医療費無償化制度の 早期実現を求める陳情書

陳情の要旨

すべてのこどもを対象とした医療費無償化を内容とした「子育て支援医療助成制度」を早期に実現するように京都府に求めること。

陳情の理由

日本の7人に一人のこどもが貧困状態にあるといわれていますが、コロナ禍の下でさらに経済的に厳しい家庭が増えています。そのために、こどもたちも必要な医療を受けられない状況があります。

府民は、すべてのこどもが、お金の心配なく医療を受けることができることを願っています。

市町村での制度の格差をなくし、府内すべてのこどもを対象とした京都府「子育て支援医療助成制度」の実現は、喫緊の課題と考えます。

また、京都府「子育て支援医療助成制度」の拡充が行われれば、市町村のこども支援施策をさらに充実させることが可能です。

京都府が、名実ともに「子育て環境日本一」であるために、こどもを産み育てる地が京都で良かったと思えるように、京都府「子育て支援医療助成制度」の拡充が求められます。

2022年12月16日

亀岡市議会議員

梶井 英昭 様

陳情者 住所 京都市中京区壬生御堂町10-27 アポール京都 6F
京都社会保障推進協議会 075-801-2526
氏名 議長 渡邊 賢治



すべての子どもを対象とした 京都府「子育て支援医療助成制度」無償化の早期実現を

・全てのこどもが経済的負担を気にせずに医療にかかることは府民の願いであり、特に低年齢層の無償化は喫緊の課題です。

全国的には20年程前から乳幼児医療費助成の重要性が広まり、就学前の無償化が進んできています。

京都府の「子育て支援医療助成制度」は、ほぼ4年ごとに年齢拡大と負担軽減の見直しが行われてきました。2023年度からさらに改善され、通院は小学6年以下までが月200円、15歳までが1,500円の自己負担。外来は15歳までが月200円の自己負担となっています。

ところが、府内市町村では、18歳まで外来・入院ともに自己負担のない自治体がある一方で、外来通院月1,500円の自己負担の自治体もあり、対象とするこどもの範囲がさまざま、府内で大きな格差が生じています。

京都府の合計特殊出生率は、全国40位(1.22)と低迷し、特に京都市は「子育て世代流出が深刻」(京都新聞2022年9月28日)と報じられています。これ以上、こうした状況を放置することなく、「子育て環境日本一」をさらに進めるために思い切った助成が必要です。また、親の収入状況により医療費負担に格差が出ないようにすることも求められます。

コロナ禍と物価高騰でますます厳しい生活を強いられる中、こどもを産み育てる地が、ここ京都で良かったと思えるように、すべてのこどもを対象とした京都府「子育て支援医療助成制度」の無償化制度のさらなる拡大を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2023年3月

京都府知事
西脇 隆俊 様

こども医療費助成陳情・意見陳述資料

京都府内の子育て支援医療費助成制度一覧

京都府保険医協会調べ(2021年4月1日)

| (対象) | 3歳未満 | 就学前 | 小学生 | 中学生 | 18歳まで | 大学生 |
|-----------|----------|---------------------------------------|--------|--------------|---------------------------|-----|
| 京 都 府 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) 償還(月1500円控除) | | | | |
| 京 都 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) 現物給付(1500円負担)注1 | | | | |
| 向 日 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 長 岡 京 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 大 山 崎 町 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 宇 治 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 城 陽 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 久 御 山 町 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | 償(月200円控除) 還(月1500円控除) | |
| 八 幡 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 京 田 辺 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 井 手 町 | 入院 通院 | 現物給付(負担なし)注2 | | | | |
| 宇 治 田 原 町 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 木 津 川 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 精 華 町 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 笠 置 町 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 和 東 町 | 入院 通院 | 現物給付(負担なし)注2 | | | | |
| 南 山 城 村 | 入院 通院 | 現物給付(負担なし)注2 | | | | |
| 龜 岡 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 南 丹 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | 償還 (月800円控除) | |
| 京 丹 波 町 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | 償還 (月200円控除) | |
| 綾 部 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 福 知 山 市 | 入院 通院 | 注4 現物給付(200円負担) 現物給付(日500円負担)注1 | | | | |
| 舞 鶴 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | 現物給付注3 | 償還(月1500円控除) | | |
| 宮 津 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 伊 根 町 | 入院 通院 | 現物給付(負担なし)注2 | | | 償還 | |
| 与 謝 野 町 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | | |
| 京 丹 後 市 | 入院 通院 | 現物給付(200円負担) | | | 償還 (月200円控除) | 注5 |

注1 京都市、福知山市などの通院の3歳～中学校卒業までは、月1500円超額の償還も適用
 注2 井手町、和東町、南山城村、伊根町は窓口負担なし(受給者証にその旨のシール貼付)
 注3 舞鶴市内での時間内診療は現物給付(200円負担)、時間外及び市外受診は償還払い
 注4 福知山市では、住民税非課税世帯の中学生までの入院・通院とも自己負担なし
 注5 市民税非課税世帯の大学生等を対象
 注6 現物給付の負担は1医療機関ごと1カ月の金額
 ※は2021年度からの変更分

1053 子ども医療全国ネット画会内覧会資料

子ども医療連携体制制度の全国の実況

(1) 市区町村制度の資本金 (2021年4月現在)

(1) 子ども医療助成制度の対象年齢

2021年4月現在、就学前まで助成（就学前以降を含む）している市区町村は外来・入院とも100%となり、中学卒業まで助成（中学以降を含む）している市区町村も、外来・入院とも93%以上となり、助成制度は広がっている。

| 区分 | 年度 | 外来 | | 入院 | | 合計 | | 人口 | | |
|----|---------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | | | |
| 外来 | 2010年 | 33 | 0% | 18 | 0% | 51 | 0% | 1,750 | | |
| | 4月 | 1,17% | 12.05% | 0.03% | 0.46% | 47.09% | 26.72% | 24.17% | 1.05% | 100% |
| | 就学前まで: 37名 (89.05%) | | | | | | | 10 | | |
| | 2020年 | 55 | 0% | 76 | 0% | 131 | 0% | 1,741 | | |
| 4月 | 0% | 3.22% | 3.37% | 50.14% | 41.97% | 100% | | | | |
| 入院 | 2010年 | - | 0% | 49 | 0% | 49 | 0% | 1,741 | | |
| | 4月 | 0% | 2.20% | 2.70% | 47.73% | 47.24% | 100% | | | |
| | 就学前まで: 491 (91.43%) | | | | | | | 494 | | |
| | 2020年 | 3 | 0% | 36 | 0% | 39 | 0% | 1,741 | | |
| 4月 | 0% | 0.17% | 2.04% | 51.75% | 46.48% | 100% | | | | |
| 合計 | 2010年 | 33 | 0% | 67 | 0% | 100 | 0% | 1,750 | | |
| | 4月 | 0% | 0.45% | 3.10% | 47.89% | 47.34% | 100% | | | |
| | 就学前まで: 410 (81.43%) | | | | | | | 504 | | |
| | 2020年 | 58 | 0% | 112 | 0% | 170 | 0% | 1,741 | | |
| 4月 | 0% | 0.27% | 1.01% | 56.48% | 51.69% | 100% | | | | |

(2) 18歳未満（以上を含む）まで助成する市区町村

18歳未満（以上を含む）まで助成している市区町村は、外来・入院とも約9割まで助成している。

| 区分 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
|----|------------|--------------|--------------|----|
| 外来 | 17 (0.97%) | 730 (42.25%) | 891 (47.81%) | |
| 入院 | 17 (0.97%) | 804 (46.18%) | 900 (51.96%) | |

(3) 所得制限、一部自己負担ありの市区町村

所得制限および一部自己負担を課している市区町村は、いずれも減少傾向にある。

| 区分 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
|---------------|--------------|----------------|----------------|----|
| 所得制限 有(外)あり | 603 (32.59%) | 2,215 (30.47%) | 2,107 (23.84%) | |
| 所得制限 有(入)あり | 227 (12.81%) | 227 (12.81%) | 217 (23.82%) | |
| 一部自己負担 有(外)あり | 569 (31.53%) | 817 (25.43%) | 600 (61.75%) | |
| 一部自己負担 有(入)あり | 529 (29.89%) | 529 (29.89%) | 513 (59.81%) | |

令和4年12月16日受理
(特号)

2022年12月16日

亀岡市議会
議長 福井 英昭 殿

京都医療労働組合連合会
執行委員長 藤岡 由起恵

604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 三階
TEL:075-301-8002

安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める陳情書

【陳情趣旨】

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - 1 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - 2 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - 3 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上

安全・安心の医療・介護実現のため

人員増と処遇改善を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - 1 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - 2 夜勤交替制労働者の過労働時間を短縮すること。
 - 3 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2022年 月 日
議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

環境市民厚生常任委員会 視察資料

| 年度 | 視察先 | 視察内容 |
|------------------------|------------------------------------|--|
| R4年度 7/29 金 | 滋賀県東近江市 | 重層的支援体制の整備について |
| R3年度 | 見合わせ | |
| R2年度 | 見合わせ | |
| R1年度 5/20～22 月～水 | 鹿児島県大崎町 鹿児島県志布志市 鹿児島県いちき串木野市 | ごみ減量の取り組みについて ごみ減量の取り組みについて いちき串木野電力について |
| H30年度 5/8～10 火～木 | 神奈川県川崎市 東京都調布市 愛知県岩倉市 | 子どもの権利に関する条例について 子ども条例について 子ども条例について |